

# 教員の多忙化解消プラン（概要）

## 【プラン策定の趣旨】（P 1）

教員の長時間労働の改善は、教員が一人ひとりの子どもに丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた指導を実現していくための重要かつ喫緊の課題であるため、保護者や県民の理解を得ながら、市町村教育委員会、学校とともに、教員が学習指導、生徒指導などの本来的な業務に専念できる環境づくりを進める。

## 【基本的な考え方】（P 2）

「教員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスに十分配慮し、各教員が健康的に教育活動に従事できる環境を整えていくことは、学校設置者の責務であり、質の高い教育を持続的に行っていくための基盤である。」

## 【達成すべき目標（指標）：在校時間<sup>※</sup>が月 80 時間を超過している教員の割合】（P 3）

### <平成 27 年度時点>

小学校 10.8%、中学校 38.7%、高等学校 14.0%、特別支援学校 1.0%  
(小学校・中学校：平成 27 年 11 月、高等学校・特別支援学校：平成 27 年 4 月)



<平成 30 年度> 現状数値の半減以下を目指す  
小学校 5%以下、中学校 20%以下、高等学校 5%以下、特別支援学校 0%



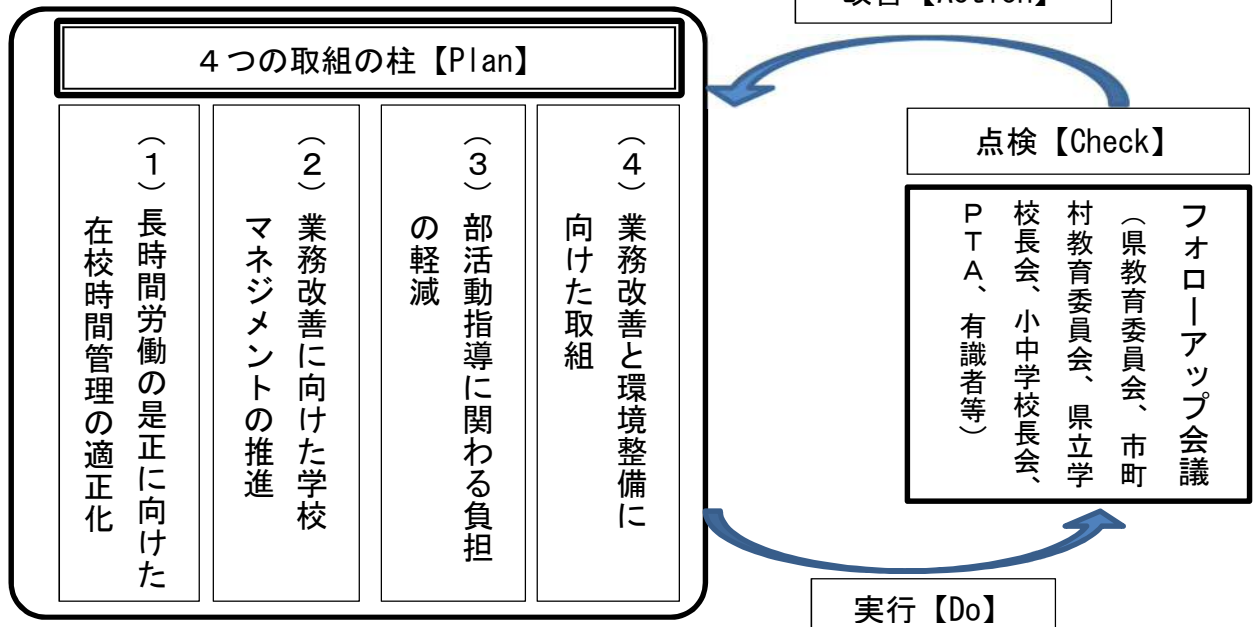
<平成 31 年度> 全校種 0%を目指す



<平成 32 年度>  
全校種 0%を継続しつつ、国の働き方改革の動向を踏まえ新たな目標を設定

※ 在校時間：休憩時間を含む正規に割り振られた勤務時間（8 時間 30 分）以外に自主自発的に業務に従事した時間

## 【具体的な取組の柱・進捗状況の点検】（P 5）



## 【4つの取組の柱の内容】

### 取組の柱（1）長時間労働の是正に向けた在校時間管理の適正化（P. 6～）

- ① 在校時間調査の改善
- ② 学校における在校時間管理の徹底
- ③ 勤務時間の割振の適正な実施
- ④ 全県的な学校の開錠・施錠時間等の設定
- ⑤ 夏季休業中の学校閉校日の設定
- ⑥ 人事評価等を通じた管理職の意識改革の促進
- ⑦ 教職員のメンタルヘルス対策の推進
- ⑧ 保護者・県民に対する周知・啓発キャンペーンの実施
- ⑨ 実態に見合った教職調整額とするよう国に要請

### 取組の柱（2）業務改善に向けた学校マネジメントの推進（P. 10～）

- ① 学校の業務改善目標の位置付けの明確化・学校評価の活用
- ② 学校マネジメントに関わる体系的な研修の実施
- ③ 事務職員の学校運営への参画、学校事務の共同実施の推進

### 取組の柱（3）部活動指導に関わる負担の軽減（P. 12～）

- ① 休養日及び活動時間についての方針等の策定
- ② 学校経営案に部活動の運営方針を明記
- ③ 学校教育活動の一環としての適正な部活動指導の実施
- ④ 中小体連、高体連、競技団体との協議の実施
- ⑤ 外部指導者及び再任用教員の活用、部活動顧問への支援
- ⑥ 教員表彰における部活動指導の取り扱い
- ⑦ 休日の部活動指導に関する手当の改善の検討
- ⑧ 「総合型地域スポーツクラブ」の育成
- ⑨ 教員の勤務時間外における部活動運営の手法の研究

### 取組の柱（4）業務改善と環境整備に向けた取組（P16～）

- ① 取組実践検証校における教員の業務の精査、成果の普及啓発
- ② 教育委員会が実施する会議、調査、研修、研究指定校等の精選
- ③ 学校給食費の徴収・管理業務の改善
- ④ 校務支援システムの活用
- ⑤ 専門スタッフ等の配置の拡充
- ⑥ 地域が学校を応援する体制整備への支援
- ⑦ 教職員定数の改善